

武蔵村山市市民健康づくり推進協議会要綱

平成30年7月19日

訓令（甲）第14号

（趣旨）

第1条 この要綱は、武蔵村山市市民健康づくり推進要綱（昭和55年武蔵村山市訓令（甲）第5号。以下「推進要綱」という。）第2条第2項の規定に基づき、武蔵村山市市民健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 協議会は、次に掲げる者につき市長が任命又は委嘱する16人の委員をもって組織する。

- (1) 地域医療を担当する者 3人
- (2) 関係行政機関の職員 1人
- (3) 教育関係者又は学校関係者 2人
- (4) 健康づくり又は食育に関する地域活動を行う者 5人
- (5) 農業関係者 1人
- (6) 市民部保険年金課長の職にある者
- (7) 健康福祉部子育て支援課長の職にある者
- (8) 教育部学校給食課長の職にある者
- (9) 教育部スポーツ振興課長の職にある者

（委員長及び副委員長の選任・権限）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、協議会を代表して、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第5条 協議会は、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（意見等の聴取）

第6条 協議会は必要があると認めたときは、協議会委員以外の者の出席を求め意見又はその説明を聞くことができる。

（庶務）

第7条 協議会の庶務は、健康福祉部健康推進課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。